

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 3 月 11 日

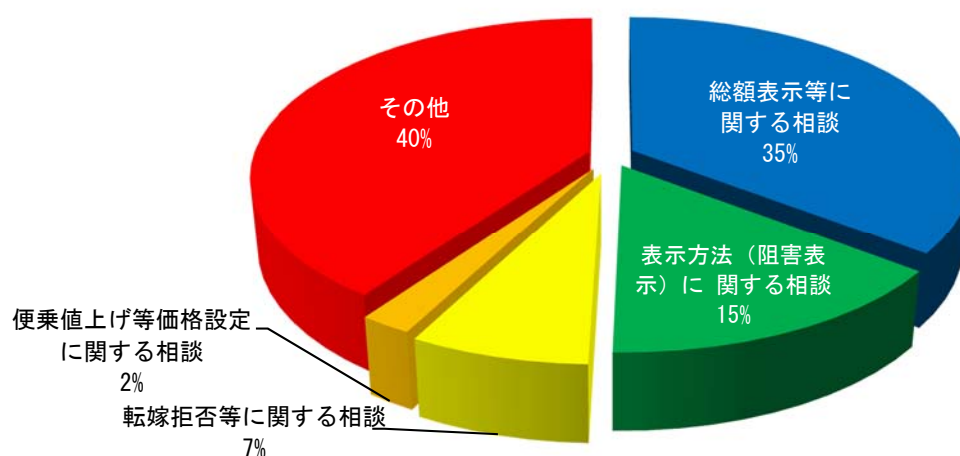
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 2 月(2/1～2/28)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

2 月の相談件数：電話 192 件、メール 42 件

【相談内容（全 234 件）の内訳（※）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社では、年間契約を締結して、清掃サービスの提供を受けている。そのサービス提供事業者から消費税分として平成 27 年 1 月になって追加請求が来た。当社としては、平成 26 年 1 月に、平成 26 年 1 月から 12 月までの月ごとのサービス料金を前払いしているため、平成 26 年 4 月以降の利用分について追加請求に応じる必要はないと考えているが、応じなければならないのか。

A. 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、原則として、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

なお、8%の消費税率が適用される取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が同法上の特定供給事業者（売手）に対して5%の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 117 件

Q. 消費者だが、税抜表示をしているスーパーで、レジでの精算の時に、消費税を掛けた際に生じる1円未満の端数について四捨五入され切り上げられていた。消費者が8%を超える消費税を負担していることにならないか。

A. レジでの精算の時に税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理(切上げ、四捨五入又は切捨て)を行うかについては、それぞれの事業者の判断にゆだねられています。

こうしたこともあり、事業者が採用する1円未満の端数処理の方法の違いによって、消費者の最終的な支払額が事業者によって異なるケースもあると承知していますが、売上げに係る消費税額は、上記の違いにかかわらず、原則として消費者が支払う総額(税込価格)の8/108となります。

各事業者においては、採用している消費税額の計算方法が消費者に御理解いただけるよう、適切な対応を行っていただきたいと考えます。

Q. 消費税転嫁対策特別措置法により総額表示義務の特例が認められたことは承知している。当店では、商品によって税込価格表記とするものもあれば、税抜価格表記とするものもあるが、注意すべきことはあるか。

A. 今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成29年3月31日※までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています(総額表示義務の特例)。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円」、「本体価格〇円+税」と表示することが可能となります。

いずれにしましても、消費者がその価格について誤認するような場合には、消費税の総額表示義務に反することになりますので、事業者の方は、消費者にとって分かりやすい表示をしていただく必要があります。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、消費者の利便性に配慮する観点から平成29年3月31日※までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

※現行の消費税転嫁対策特別措置法の規定に基づいています。

Q. 数年前に公立の小学校から卒業アルバムの制作を請け負った。卒業アルバムの納入は平成27年5月を予定しているが、その場合、消費税率の適用についての考え方を教えてもらいたい。

A. 消費税の適用税率は、原則として、経過措置が適用される取引を除き、課税資産の譲渡等が行われた時期に基づき判断されることとなります。

お尋ねのように物の引渡しを要する請負契約の課税資産の譲渡等の時期は、原則として、目的物の全部を完成して引き渡した日とされています。

なお、個々の取引について適用税率や経過措置が適用されるかどうかなど消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

Q. 当社は免税事業者であるため、消費税の納税義務がないことは承知している。当社が買手として、取引先からの商品の仕入れに対して代金の支払を行う場合、消費税を支払う必要があるか。

A. 消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金ですので、原則として国内における商品の販売、サービスの提供などの全ての取引を課税対象としています。

御案内のとおり免税事業者は、売手として消費者等と取引を行う場合、その取引に課される消費税がありませんので、税抜価格を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは、消費税の仕組み上

予定されていません。

一方、免税事業者が買手として商品の仕入れを行う場合には、上記の消費税の性格から、その取引は消費税の課税対象となります。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 外国人旅行者向けに免税ショップを営んでいるが、店頭のパスター等で免税分を値引きしますと表記することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条（以下「本条」という。）の規定は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止するものです。

他方、消費税法に基づく外国人旅行者向け免税販売制度は、外国人旅行者に販売する物品等の取引について消費税を免除しているため、消費税の仕組み上、外国人旅行者に転嫁されるべき消費税はありません。

したがって、現に外国人旅行者向け免税販売制度が適用される取引の表示に対しては、本条の適用はありません。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法第3条に違反する情報を提供したいが、取引先事業者に情報提供したことが露見しないか心配である。

A. 総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知しています。

消費税転嫁対策特別措置法第14条第2項では、同法に違反する疑いのある行為に関する情報を国等に通報した者（以下「情報提供者」という。）の保護等に関し万全の措置を講ずるものとしてされているところ、御懸念されていることが生じないよう、総合相談センターにおいても情報管理の徹底の措置を講じています。また、調査を担当する省庁においても同様の措置が講じられているほか、調査の際に情報提供者が取引先に分からないよう注意して調査を行うことにより、情報提供者の保護に万全の措置が講じられています。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610